

## 令和8年度 フォークリフト運転技能講習等助成制度の手続きについて

会員事業者(埼玉県内事業所)の従業員が、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部でのフォークリフト運転技能講習資格取得等に要した費用の一定額について助成をいたします。

### 記

#### 1. 主な留意点

- (1) 資格取得は陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部での取得に限ります。
- (2) 埼玉県内の営業所に勤務する方とします。
- (3) 助成対象者は会員事業者と直接雇用関係のあるものとし、派遣や出向は助成の対象外となります。
- (4) 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限ります。

#### 2. 助成対象期間

令和8年3月1日～令和9年2月28日までに、資格取得及び費用の支払が終了するものとします。

※令和8年3～4月に資格取得をした分は、令和8年3月以前に支払いが終了したのも助成対象とします。

※但し、期間内であっても予算枠に達した場合は終了いたします。

#### 3. 助成額

○1会員における助成上限は合計金額200,000円といたします。

○講習ごとの助成額

フォークリフト運転技能講習	1名あたり	20,000円
フォークリフト従事者教育	1名あたり	2,000円
はい作業主任者技能講習	1名あたり	3,000円

#### 4. 申請方法

1. 予算取得につき、必ず**事前申請書類**(様式1～)をご提出ください。

受付後、仮決定通知書を送付いたします。

2. 予算に限りがございますので、講習予約が完了しましたら、速やかに事前申請書類をご提出ください。

3. 講習修了及び支払完了後、**申請書兼実績報告書**(様式2～)を令和9年3月5日までにご提出ください。

※事前申請をされず予算枠に達した場合、助成金を受けることができませんので、ご注意ください。

※申請を取下げの場合には、取下げ届(様式3)にて必ずご報告をお願いいたします。